

中部運輸局自動車交通部

令和7年1月8日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、富田 TEL 052-952-8038

愛知運輸支局 監査担当

伊藤、小田 TEL 052-351-5313

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：株式会社 水野興業

(代表者：水野 直紀)

住所：愛知県名古屋市守山区東禅寺1801番地

営業所：本社営業所（愛知県名古屋市守山区東禅寺1801番地）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和7年1月8日

処分内容：① 事業停止処分30日間

② 車両使用停止処分160日車

(16両を10日間の使用停止)

③ 文書警告

3. 監査端緒

死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。

(貨物自動車運送事業法第27条第1項)

- (2) 事業用自動車を運転者の自宅に持ち帰らせていた。  
(貨物自動車運送事業法第8条第1項)
- (3) 認可を受けないで、営業所別配置車両数を変更していた。  
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
- (4) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (5) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (6) 事業用自動車の点検整備記録簿の記載が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (7) 点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (8) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (9) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (10) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (11) 運行記録計による記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (12) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(13) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(14) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(15) 必要な員数の運行管理者を選任していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)

(16) 輸送の安全にかかわる情報の公表をしていなかった。

(貨物自動車運送事業法第24条の3)

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 46点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 46点